○総務省告示第三百十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項の登録をしたので、同法第三十八条の五第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月十九日

総務大臣　山本　早苗

一　登録証明機関の名称及び住所
株式会社日本電波法認証ラボラトリー
東京都稲城市長峰二丁目二四番地の一六

二　登録に係る事業の区分
法第三十八条の二の二第一項第三号に掲げる事業

三　技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地
東京都稲城市長峰二丁目二四番地の一六

四　技術基準適合証明の業務の開始の日
平成二十六年八月八日

○法務省告示第四百三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年九月十九日

法務大臣　馬場みどり

氏　名　エイドリアン・ジョイス
生年月日　千九百七十一年七月一日

○法務省告示第四百四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年九月十九日

法務大臣　馬場みどり

氏　名　アーロン・リード・モンローシェリダン
生年月日　千九百八十四年二月三日

○法務省告示第四百五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、インドにおいて弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年九月十九日

法務大臣　馬場みどり

氏　名　ビーラスレシュクマル・ビーラッパン
生年月日　千九百七十六年二月九日

○財務省・農林水産省告示第十六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
農林水産大臣　西川　公也

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年四厘
七年を超え十年以下	年四厘五毛
十年を超え十二年以下	年五厘五毛
十二年を超え十四年以下	年六厘五毛
十四年を超え十六年以下	年七厘五毛
十六年を超え十七年以下	年八厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年九厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年四厘
七年を超え十年以下	年四厘五毛
十年を超え十二年以下	年五厘五毛
十二年を超え十四年以下	年六厘五毛
十四年を超え十六年以下	年七厘五毛
十六年を超え十七年以下	年八厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年九厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所
北海道札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的
水源の涵養

三　解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所
山形県最上郡戸沢村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的
干害の防備

三　解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所
山形県最上郡戸沢村大字古口字皿島三一〇六の一八・三一〇六の三三から三一〇六の三五まで（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的
干害の防備

三　解除の理由
道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所
三重県亀山市安坂山町字神子谷二二三の二・二二四の二・字貝城一一六五の一八・一一六五の二・一一六五の七三・一一六五の七四・一一六五の八〇・一一六五の八四・一一六五の八七・一一六五の九六・一一六五の一〇〇（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一一六五の七九、一一六五の八三

二　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三　解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所
鹿児島県肝属郡肝付町波見字猪ノ牟礼三四九八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的
水源の涵養

三　解除の理由
土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所
(一)　北海道紋別市・釧路郡釧路町・島牧郡島牧村（以上一市一町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　水源の涵養
(三)　保安林として指定された目的
(一)　道路用地とするため
(二)　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由
(一)　北海道紋別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的
(三)　解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに紋別市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）